

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各事業所施設長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(定員 30 人以上の大規模施設等) の協議について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための 3 カ年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)を踏まえ、施設の耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、災害時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう非常用自家発電設備・給水設備の整備、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等の多床室の個室化に要する改修に必要な経費を計上しているところです。

つきましては、下記のとおり協議を実施しますので、ご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象事業 (別紙参照)

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の安全対策強化事業 (ブロック塀等改修整備)
- (5) 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

※いずれも別紙記載の定員 30 人以上の大規模施設等が対象。定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等については、市町村からの補助となります。(通所介護事業所は定員 19 人以上が対象。)

※事業によって対象施設の範囲が異なりますので、必ず別紙をご確認ください。

2 補助率及び補助上限額 (別紙参照)

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
補助率：定額 補助上限額：9,710 円/m²

- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）
 (2)～(4) 補助率：3／4 補助上限額：なし
- (5) 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
 補助率：定額 補助上限額：978 千円／1 定員あたり

3 補助対象経費

施設の整備に必要な工事請負費及び工事事務費（工事事務費は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）

4 提出書類及び提出部数

様式は、「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)に掲載していますので、ご活用ください。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
 - ・「先進的事業整備計画書」（別添 1） 2 部
 - ・「整備計画一覧表」（別添 2－1） 4 部
 - ・「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」（別添 3） 4 部
 - ・必要添付書類 4 部
 - ①平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - ②見積書（2 者以上の工事請負業者の見積書）
- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ・「先進的事業整備計画書」（別添 1） 2 部
 - ・「整備計画一覧表」（別添 2－3） 4 部
 - ・必要添付書類 4 部
 - ①平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - ②見積書（2 者以上の工事請負業者の見積書）
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
 - ・「先進的事業整備計画書」（別添 1） 2 部
 - ・「整備計画一覧表」（別添 2－4） 4 部
 - ・必要添付書類 4 部
 - ①平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - ②見積書（2 者以上の工事請負業者の見積書）
- (4) 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）
 - ・「先進的事業整備計画書」（別添 1） 2 部
 - ・「整備計画一覧表」（別添 2－5） 4 部
 - ・必要添付書類 4 部
 - ①平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

②見積書（２者以上の工事請負業者の見積書）

(5) 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

- ・「先進的事業整備計画書」（別添１） ２部
- ・「整備計画一覧表」（別添２－６） ４部
- ・必要添付書類 ４部
 - ①平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - ②見積書（２者以上の工事請負業者の見積書）

5 提出期限及び提出先

令和２年４月１５日（水）必着

所管の振興局保健福祉課（古座川町及び串本町所在の事業所にあつては串本支所地域福祉課）に提出してください。

※電子データも併せてメール送信願います。（メール送信先は別添参照）

6 留意事項

- ・事業の詳細については、別紙をご確認ください。
- ・国の採択結果を受けて、県から内示が可能となるのは７～８月頃と想定しています。このことを踏まえて、年度内に事業完了ができるようなスケジュールをご検討の上、協議願います。
- ・なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業については、先行して内示することがあります。

事務担当 介護保険班 中西

TEL 073-441-2522（直通）

FAX 073-441-2523

E-mail nakanishi_s0012@pref.wakayama.lg.jp